

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を十津川村役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告します。

平成三十年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 所在の不明な者の氏名

植松新十郎

二 通知の要旨

1 平成二十九年七月奈良県告示第百五十三号に係る保安林の指定施業要件について、平成三十年農林水産省告示第七百三十号をもって変更されたので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により通知する。

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定の目的及び変更後の指定施業要件については、平成二十九年七月奈良県告示第百五十三号による。